

協会役職員等の守秘義務について

平成4年3月24日
理事会決議

協会の役職員及び協会の業務の委嘱を受けた者（協会の委員会、その下部組織、会長の諮問機関等の委員、事務局員等をいう。）は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。